

流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について

1 下水道事業受益者負担金について

下水道が整備されると、家庭や事業所等の排水が衛生的に排除できるようになり、生活環境が改善されるため、未整備区域と比べて土地の利便性や快適性が向上する。下水道は、道路や公園のような一般の公共施設とは異なり、整備された区域の方のみが利用できる施設であることから、整備区域の土地所有者、権利者等に工事費の一部を負担していただき、整備費の財源としている。

2 経過

市町村合併時の調整により、受益者負担金等の取扱いについては、『合併後原則として10年間は、現行のとおりとする。』と定められていた。合併後10年以後の受益者負担金等のあり方については、平成27年2月2日に伊勢市下水道事業審議会の答申により下記のとおり決定している。

- (1) 合併後10年（平成27年10月31日）までに事業着手した区域（第4期事業計画区域まで）は、合併10年以後も「従来どおり」(※)とする。
- (2) 合併10年以後、新たに事業計画区域となる区域(第5期事業以後)は、新市の受益者負担金として「統一」する。
- (3) 公共汚水ます設置の取扱いについても、受益者負担金と同様の取扱いとする。

(※) 3ページ(参考1)のとおり

令和2年度から着手予定の事業計画区域（第5期事業計画区域）が下水道法に基づき令和2年3月31日に決定したことから、統一した受益者負担金の具体的内容及び公共汚水ます設置基準を決定したい。

3 第5期事業計画区域の受益者負担金

(1) 賦課方式	面積割
(2) 負担金額	508 円/m ²

(1) 賦課方式について

- ・ 面積割・・・土地の面積に単位負担金額を乗じて負担金額を算出する方式
負担金額＝土地面積×単位負担金額
- ・ 戸割・・・一戸あたりの負担金額を定額とする方式
負担金額＝1戸あたり定額＋事業所加算等（土地の用途による加算）

第5期事業計画区域の賦課方式は面積割とする。

- ・ 面積割による賦課方式は、全国の自治体において広く採用されている。
- ・ 世帯数や土地の用途は変動することがあるが、土地の面積は変動することがないため、公平な賦課方式である。

(2) 負担金額について

①対象事業費

管渠整備費のうち国庫補助対象事業費を除く 4,173,827 千円を算出の対象事業費とする。

②算出根拠面積

第5期事業計画区域 355ha のうち、公道や河川等を除く 272.2ha を算出根拠面積とする。

③負担率

対象事業費のうち、受益者が負担する割合については、国交省通知に基づき 1/3 とする。

①対象事業費	②算出根拠面積	③負担率	
4,173,827 千円	÷ 272.2ha	× 1/3	= <u>511 円/m²</u>



第5期事業計画区域における負担金額は、508 円/m²とする。

算出した負担金額は、第4期事業までの旧伊勢区域の負担金額 508 円/m²と非常に近い結果となった。負担金額を 508 円/m²とすることによって、事業の継続性を保つことができる。

4 公共汚水ます設置基準の見直し

公共汚水ますの設置については、4地域で異なる運用となっているが、旧伊勢市の基準に基づいて、伊勢市公共汚水ます等設置要綱を改定する。(第4期事業計画区域以前の処理区域についても対象とする。)

主な変更点としては、

- ① 下水道供用開始区域内の公共汚水ますの公費による設置を市内全域において可能とする。
- ② 土地の形状や面積等による公共汚水ますの増設を公費により可能とする。(最大4箇所を上限とする)
- ③ 複数の筆に分かれる土地を一体的に利用している場合、一つの申請として取り扱うこととする。

参考1

第4期事業計画区域までの受益者負担金の地域別賦課方式と現状

合併協議に基づき、旧市町村の受益者負担金制度をそれぞれの地区で引き継いで運用している。

	旧伊勢市	二見町	小俣町	御園町
賦課方式	面積割	戸割	戸割	戸割
一般住宅等の負担金額	508円/㎡ ※標準世帯の金額 約10万円 (60坪の場合)	15万円/戸	8万円/戸 供用開始前 整備分は 2万円/戸	8万円/戸
事業所等の負担金額	同上	同上	上記の戸割額 +事業所加算額	10万円 300㎡を超える 部分は300円/㎡ 加算

参考2

受益者負担金の県内の状況

面積割賦課	四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市
戸割賦課	鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市
面積割・戸割	伊勢市、津市、亀山市

自治体名	面積割	戸割
伊勢市	宇治中村負担区 508 円/㎡ いせ第1・2・3・4負担区 508 円/㎡	二見町 150,000 円/戸 小俣町（供用前） 20,000 円/戸 小俣町（供用後） 80,000 円/戸 御園町 80,000 円/戸
津市	旧津市区域の負担区 384 円/㎡ 新家負担区 377 円/㎡ 旧久居市区域の負担区 337 円/㎡ 旧一志町 207,000 円+136 円/㎡	旧河芸町 1,058,000 円/戸 旧芸濃町 250,000 円/戸 旧美里村 454,000 円/戸 旧白山町 350,000 円/戸
四日市市	流関北部、流関南部、日永処理区 96 円・108 円・130 円・150 円・170 円/㎡ 特環 360 円/㎡ 旧楠町 500 円/㎡	
松阪市	松阪第1、第2、第3負担区 568 円/㎡ 嬉野第1、第2負担区 568 円/㎡ 松阪第4、第5負担区 530 円/㎡ 三雲第1負担区 469 円/㎡	
桑名市	283 円/㎡	
鈴鹿市	427 円/㎡	
名張市	478 円/㎡	
亀山市	520 円/㎡	旧関町 260,000 円/戸
鳥羽市		210,000 円/ます
いなべ市		300,000 円/戸
志摩市		200,000 円～300,000 円/戸
伊賀市		旧伊賀町 80,000 円/世帯 （面整備完了後 250,000 円/世帯） その他 250,000 円～380,000 円/戸